

集会所整備に関する補助金について

村では、各行政区集会所等の施設整備や備品購入に対し、下記のとおり助成を行っています。地域コミュニティの拠点である集会所の整備に、ぜひご活用ください。

1. 補助基準について

区分	補助率	補助対象 事業費	補助金額	補助対象の例 ※1	備考
①新築	3/4	1,500 万円	1,125 万 円	集会所の新築	5 万円 以下は 対象外
②増改築・ その他の 工事 (維持補修)	3/4	1,500 万円	1,125 万 円	エアコン設置工事、水道切り替え工事、 トイレ水洗化、雨樋工事、浄化槽修繕、屋 根及び外装工事、畳替え、駐車場整備、 手摺取付工事、白アリ防除	5 万円 以下は 対象外
③備品類	2/3	150 万円	100 万円	机、椅子、カーテン、ストーブ、冷蔵庫、 湯沸器、IH キッチン、扇風機、掃除機 ※2	3 万円 以下は 対象外
④除却	3/4	100 万円	75 万円	集会所の除却 (令和7年度から除却も補助対象となり ました。)	5 万円 以下は 対象外

(注) 補助金は1集会所あたり累計で 1,225 万円 (うち備品類 100 万円) が限度です。

残額は各集会所によって異なりますので、お問合せください。

※1 あくまで参考例ですので、詳しくは下記担当までお問合せください。

※2 日常的に使用する消耗品については対象となりません (例、コピー用紙、文具用品、ガソリンなど)

2. 補助金の申請について

補助金は予算の範囲内で交付しますので、見積書を業者から徴収していただき、事前に役場までご相談ください。

また、工事の発注や備品の購入は、補助金交付決定後に行ってください。事前に工事・購入済みの場合は、補助金が交付できない場合があります。